

## 一般競争入札における資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限について

本市では、公正な入札の執行の観点等から、建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務の委託契約に係る一般競争入札において、資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「同族企業」という。）の同一入札への参加制限について、次のとおり取り扱うこととします。

### 1 「さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得」の改正

「さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得」を改正し、一般競争入札において同族企業が同一入札に参加することを制限します。

### 2 入札参加条件の追加

平成28年4月1日以降に公告を行う、設計金額1億5千万円以上の建設工事の一般競争入札における入札参加条件に、「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」を追加し、次の方法により確認を行います。

- ・確認方法・・・資格確認時の提出書類に「資本関係又は人的関係確認書」を含めることとし、提出された同確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認します。

※ 同族企業が同一入札へ参加したことが判明した場合は、該当するすべての者の入札を無効とします。

### 3 同族企業

「同族企業」とは、同一入札に参加する複数の者（共同企業体にあつてはその構成員）の関係が次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合とします。

#### （1）資本関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等。以下「会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### （2）人的関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合。ただし、アは会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### （3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（1）及び（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

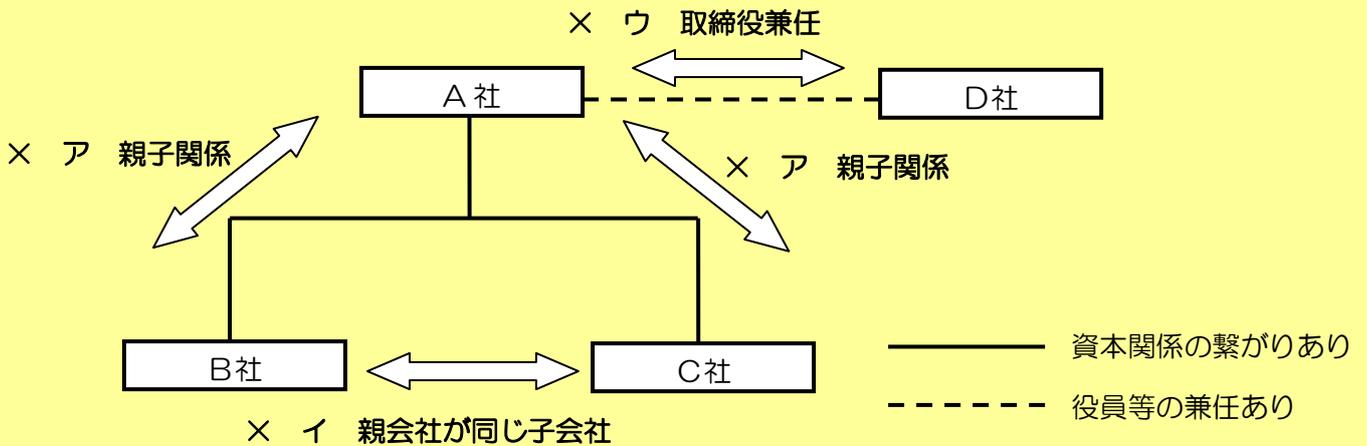
※「役員」とは、①代表取締役、②取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）、③指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役、④法人格のある各種組合の理事等、⑤その他、名称が異なっても①から④のいずれかの職務権限等に該当する者をいい、執行役員、監査役及び監事等は「役員」の対象外とします。

**参考 同族企業同士の入札を無効とする例**

同族企業が同一入札へ参加した場合、競争入札参加者心得に違反した入札として、同族企業に該当するすべての者の入札を無効とします。

(1) 単体企業の場合

- ア A社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、A社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、A社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。
- イ B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社及びC社が行った入札は無効とする。
- ウ A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社及びD社が行った入札は無効とする。



(2) 共同企業体の場合

共同企業体の場合、他の企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と他の単体企業が同族企業同士の場合は制限の対象となります。

- ア C社とD社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。
- イ C社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体とB共同企業体が行った入札は無効とする。
- ウ E社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。
- エ G社とD社(又はF社)が同族企業同士でありB共同企業体とG社が同一入札に参加した場合、B共同企業体及びG社が行った入札は無効とする。

